

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領の制定について

16生産第8266号
平成17年4月1日
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正	平成17年	9月1日	17生産第2953号
改正	平成18年	3月31日	17生産第8572号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9319号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9998号
改正	平成20年	6月26日	20生産第1524号
改正	平成21年	4月1日	20生産第10048号
改正	平成21年	4月1日	20総合第2236号
最終改正	平成21年	5月29日	21生産第1069号
最終改正	平成21年	5月29日	21総合第383号

農業・食品産業競争力強化支援事業については、先に農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

おって、貴局管内の県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領

第1 共通事項

1 事業の実施

(1) 事業の実施計画の作成

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1に定める事業実施計画は、第2に掲げる事業ごとに作成するものとする。

(2) 事業の実施計画の重要な変更

要綱第4の4の生産局長等が別に定める事業の実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 成果目標の変更

ウ 事業実施主体の変更

エ 施行箇所及び設置場所の変更

オ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

カ 施設等の新設又は廃止

2 事業実施状況の報告等

要綱第8の事業実施状況の報告については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

3 事業の評価

要綱第9の事業評価については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

第2 事業別事項

1 未来志向型技術革新対策事業

(1) 新需要創造対策事業：別記1 - 1

(2) 技術革新波及対策事業：別記1 - 2

(3) 生産性限界打破事業：別記1 - 3

(4) 農業支援ニュービジネス創出推進事業：別記1 - 4

2 国産原材料供給力強化対策事業

(1) 国産原材料サプライチェーン構築事業：別記2 - 1

(2) 食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業)：別記2 - 2

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年6月26日から施行する。
- 2 この通知に基づき、平成19年度までに採択された事業の事業実施状況報告及び事業の評価については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。